

論 説

アメリカ合衆国における

量刑事情としての捜査・訴追協力（2）

— 連邦量刑ガイドライン 5K1.1 条を中心に —

小 川 佳 樹

はじめに

第1章 合衆国（連邦）量刑制度の概観

第1節 連邦量刑ガイドラインの成立

- 1 連邦量刑ガイドライン以前の状況
- 2 連邦量刑ガイドラインの成立
- 3 必要的最低刑制度

第2節 現行制度の下での量刑

- 1 連邦量刑ガイドラインによる量刑——ガイドライン・レンジの確定
- 2 ガイドライン・レンジからの離脱
- 3 量刑についての上訴

第3節 量刑改革「以前」と「以後」——「重刑化」について

第2章 量刑事情としての「捜査・訴追協力」

第1節 連邦量刑ガイドライン5K1.1条——概観

第2節 「相当程度の協力」と「申立て要件」（以上、78巻2号）

第3節 現行量刑法体系における「相当程度の協力」の位置

- 1 捜査・訴追協力による刑の軽減
——その史的系譜及び実質的根拠——
 - (1) 史的系譜
 - (2) 刑の軽減の実質的根拠
- 2 「相当程度の協力」の位置
 - (1) 「相当程度の協力」と「捜査・訴追協力」
——ガイドライン・レンジ内における捜査・訴追協力の考慮——
 - (2) 「重刑化」と「相当程度の協力」
——捜査・訴追協力へのインセンティブの増大——

第 4 節 「相当程度の協力」による刑の軽減

1 「相当程度の協力」の意義

- (1) 運用の不統一
- (2) 捜査・訴追協力の種類
- (3) 捜査・訴追協力の対象となる犯罪
- (4) 捜査・訴追協力の時期 (以上、本号)

第 3 章 「司法取引」と量刑事情としての捜査・訴追協力
おわりに

第 2 章 量刑事情としての「捜査・訴追協力」(承前)

第 3 節 現行量刑法体系における「相当程度の協力」の位置

以上にみてきた通り、被告人の捜査・訴追協力の考慮については、現行アメリカ連邦量刑法上、まず、連邦量刑ガイドライン 5K1.1 条に、ガイドライン・レンジを離脱してその下限、或いは必要的最低刑規定によって設定される法定刑の下限を下回る刑の言渡しを正当化する事由——「相当程度の協力」——という形で定めがある。⁽¹⁾そこで次に、本節では、やや話が前後するが、訴追協力に基づく刑の軽減の歴史及びその実質的根拠を確認した上で、この「相当程度の協力」が現行量刑法体系において占める位置についてみておくことにしたい。⁽²⁾

1 捜査・訴追協力による刑の軽減——その史的系譜及び実質的根拠——

(1) 史的系譜

連邦量刑ガイドライン 5K1.1 条に付された注釈も述べるように、被告人の捜査・訴追協力の考慮に基づく刑の軽減は、アメリカ連邦法上、1980 年代の改革に伴って初めて認められることになったというものではない。⁽³⁾

そこで、以下、その歴史について簡単にみておこう。⁽⁴⁾

まず、中世のイギリス（イングランド）においては、アプルーヴメント（*approvement*）と呼ばれる制度が存在した。⁽⁵⁾この制度は、次のようなものであった。

死刑犯罪——すなわち、重罪又は反逆罪——で訴追された者が、自らに對する訴追事実について自白した上で、共犯者を告発する。この告発を許すか否かは裁判所の裁量による。告発が認められ、被告発者が陪審公判、或いは決闘裁判によって有罪とされたならば、告発者（*approver*）は恩赦により刑の軽減を受ける権利を獲得し、死刑を免れる。逆に、被告発者が有罪宣告を受けなかったという場合には、告発者は告発前に行ったその自白に基づき処刑される。⁽⁶⁾

アプルーヴメントは、このように、訴追協力が共犯者の有罪獲得という具体的な成果を挙げることに引き換えに犯罪者に「生」を保障するというものであったが、しかし、この制度はやがて用いられなくなった。その理由は、追い詰められた犯罪者によって虚偽の告発がなされるという弊害が、この制度のもつ——他の犯罪者を発見・処罰することに繋がるという——「社会的有用性（*benefit to the public*）」を凌駕すると考えられたことにある、とされている。⁽⁷⁾

このように中世のアプルーヴメントの制度は衰退したが、しかし、イギリスでは、その後、「国王の証拠（*king's evidence*）」と呼ばれる実務慣行が生じ、18・19世紀の刑事訴追において利用されることとなる。⁽⁸⁾

イギリスにおいては、刑事訴追は私人によってなされたが、⁽⁹⁾当時、重罪に関する訴追については、治安判事（*justice of the peace*）が重要な機能を果たしていた。すなわち、治安判事は、公判前手続において、その面前に重罪事件の被疑者が引致されてきた際、これを尋問して供述を書面に記録し、また、告発者や証人を尋問するなどしてその結果を書面に記録する、証人が将来の公判に出廷して証言することを正式誓約書などによって確保しておく、といった役割を期待されていたのであった。⁽¹⁰⁾そして、この治安

判事が逮捕された者の中から一部の者を選別し、共犯者に対する公判において訴追側証人として証言すること (“turning the king’s evidence”)⁽¹¹⁾ —— 必ずしも、有罪宣告を獲得する、ではない——と引き換えに、その者を不訴追にする、という運用が生じたのである。⁽¹²⁾

また、この「国王の証拠」の慣行に加えて、当時、一定の重罪を犯した犯罪者に対し、同様の罪を犯した 2 人以上の者を捕え、かつ、それらの者が有罪宣告を受けたという場合、償金及び恩赦を与える、といった法律も存在していた。⁽¹³⁾ しかし、「国王の証拠」とは対照的に、これらの法律は実際に用いられることはなかったといわれている。⁽¹⁴⁾

さて、この「国王の証拠」は、上述のように実務の中で生れた「慣行」であり、共犯者について証言を行なった者に与えられるものはアプルーヴメントの制度におけるような恩赦を受ける「権利」ではなく、治安判事のもつ事実上の不訴追権限を背景とした不訴追の「約束」に過ぎなかったわけであるが、それでは、「国王の証拠」となった者がこの約束にもかかわらず訴追を受けた場合はどうなるのか。この点について述べたのが、1775 年のラッド事件王座裁判所 (Court of King’s Bench) 判決である。⁽¹⁵⁾ そして、同判決では、「国王の証拠」となった者は、恩赦を受けるコモン・ロー上の権利 (legal right) を獲得するわけではないが、しかし、真実を証言したならば、「恩赦の推薦を受けるエクイティ上の権原 (equitable title to a recommendation for the King’s mercy)」を取得する、と判示されたのであった。^{(16) (17)}

このような「国王の証拠」の慣行は、やがてアメリカにも移植され、⁽¹⁸⁾ 「国家の証拠 (state’s evidence)」の名で知られるようになった。⁽¹⁹⁾ もっとも、イギリスでは、訴追機能を分担していた治安判事がこの慣行の担い手となっていたわけであるが、アメリカでは、この役割は、彼の地において成立した刑事訴追の専門官、すなわち「検察官」によって果たされることになる。^{(20) (21)}

これに対し、訴追協力を行った者について刑の軽減がなされるというの

がどのようにして始まったのかは明らかではないが、おそらく、この「国家の証拠」の慣行の中で、協力を行った者に対する処分として、検察官による全面的不訴追に加えて部分的な不訴追、及び——検察官の「求刑」を受けるなどして——裁判官による刑の軽減も行われるようになっていったものと思われる。⁽²²⁾

（２）刑の軽減の実質的根拠

その後、アメリカでは、捜査・訴追協力を行った被告人が刑の軽減を受け得るとするのは、それ自体は自明のことと考えられてきたといつてよいと思われる。⁽²³⁾そして、連邦法域についていえば、1980年代の改革に至るまで、各犯罪について基本的に法定刑の下限の定めが存在せず、また量刑不当を理由とした上訴も認められない、という制度の下で、第1審の量刑裁判官に広範な裁量が与えられていたわけであるが、⁽²⁴⁾そこでは、この訴追協力の考慮に基づく刑の軽減の問題は、そのような裁判官の裁量の枠内で処理されてきた、⁽²⁵⁾ということができよう。

それでは、このように訴追協力に基づく刑の軽減が許される——訴追協力という事実が被告人に有利な量刑事情となる——というのは、どのような実質的根拠に基づくものと考えられているのであろうか。

この刑の軽減の根拠については、アメリカにおいては、協力を行ったという事実を被告人の悔悟・反省心の現れとみるといったアプローチではなく、その場合に刑を軽減することの機能——すなわち、訴追協力へのインセンティブとなること——に着目して説明がなされている、といつてよいと思われる。つまり、「協力を確保し、それによって共犯者等に対する捜査・訴追を不可能ないしは容易にする」という政策目的の追求が刑の軽減の根拠と解されている、⁽²⁶⁾⁽²⁷⁾とみてよいであろう。

２ 「相当程度の協力」の位置

さて、それでは、現行連邦量刑法体系における『「相当程度の協力」』の

位置」について、ここでは次の2点との関連でみておきたい。すなわち、第1に、ガイドライン・レンジ内における被告人の捜査・訴追協力の考慮、第2に、捜査・訴追協力へのインセンティブの増大、である。以下、順にみてゆくことにしよう。

(1) 「相当程度の協力」と「捜査・訴追協力」

——ガイドライン・レンジ内における捜査・訴追協力の考慮——

連邦量刑ガイドライン 5K1.1 条によって刑を軽減され得るのは、被告人が「相当程度の協力」を行った旨を検察官が申し立てた場合である。したがって、被告人によって何らかの捜査・訴追協力はなされたが検察官がこの申立てを行わないといった場合、裁判官はガイドライン・レンジ内で宣告刑を選択することになる。

それでは、このガイドライン・レンジ内における宣告刑の決定に際し、被告人の訴追協力は量刑事情として機能するのか。つまり、宣告刑の選択に当たって、訴追協力をより軽い刑を言渡すべき事情として考慮することは許されるのであろうか。この点については、連邦控訴裁レベルの裁判例⁽²⁸⁾においては、一般的に、それは許される、と解されている。

なお、被告人は、他の犯罪者についての捜査・訴追において協力を行っているという場合、自らに対する訴追事実については有罪を答弁しているのが通常であろう。したがって、ここでいう「ガイドライン・レンジ」の確定に際しては、「責任の認容」に関する連邦量刑ガイドライン 3E1.1 条による犯罪レベルの引き下げが行われているのが一般的だということになる。⁽²⁹⁾つまり、「相当程度の協力」による刑の軽減がなされない場合でも、訴追協力を行った被告人は、このように犯罪レベル 2 ないし 3 の引き下げを経たガイドライン・レンジにおいて、例えば、その下限の刑の宣告を受けるという形で、その対価が与えられるのである。

（２）「重刑化」と「相当程度の協力」

——捜査・訴追協力へのインセンティブの増大——

連邦量刑ガイドライン 5K1.1 条による刑の軽減は、「責任の認容」のよう
に犯罪レベルを一定程度引き下げ、それによってガイドライン・レンジ
をより軽い刑を言い渡すことを可能にする枠組として設定し直すことによ
るものではなく、このガイドライン・レンジという枠自体を消滅させてしま
う、「離脱」という形をとる。そして、その際、ガイドライン・レンジ
の下限を下回る刑の言渡しのみならず、必要的最低刑規定の適用によって
設定される法定刑の下限を下回る刑の言渡しをも許容されることになる。

このような「相当程度の協力」による刑の軽減の特徴は、捜査・訴追協
力へのインセンティブとの関係で重要である。

既にみたように、現行制度の下では、特に連邦事件の多くを占める薬物
犯罪及びホワイトカラー犯罪に関して、言い渡されるべき刑が従前と比較
して重くなっている。すなわち、必要的最低刑規定立法によって薬物犯罪
については法定刑のレベルで重刑化が図られ、また連邦量刑ガイドライン
もこれらの犯罪類型に関するガイドライン・レンジが高く設定されるよう
に作成されている⁽³⁰⁾。

そして、現行量刑法体系上、基本的に、被告人がこのような重刑を逃れ
る途は、訴追協力を行うことに限られているのである⁽³¹⁾。もちろん、被告人
によっては「特殊事情」に基づく離脱による軽減もあり得るわけである
が、それはまさに特殊な場合であるし、また、このタイプの離脱では、
「相当程度の協力」の場合とは異なり、法定刑の下限を下回る刑の言渡し
を受けることはできない。つまり、現行制度の下では、従前と比較して訴
追協力へのインセンティブが増大しているといえる⁽³²⁾。実際、今日では全被
告人中およそ3分の2の者が——「相当程度の協力」による刑の軽減を受
けることができるか否かは別として——何らかの訴追協力を行っている、
という指摘もなされており⁽³³⁾、また、統計上、5K1.1 条の適用件数はその成
立後急激な伸びをみせているのである⁽³⁴⁾。

第 4 節 「相当程度の協力」による刑の軽減

それでは、現在の連邦量刑法体系上、以上のような位置を占めるこの「相当程度の協力」に基づく刑の軽減は、どのようになされているのであろうか。既に述べたことと重複する部分もあるが、次に、この点についてみてみよう。

1 「相当程度の協力」の意義

(1) 運用の不統一

連邦量刑ガイドライン 5K1.1 条によれば、同条に基づく刑の軽減が許されるのは、「他の犯罪者についての捜査又は訴追において被告人が相当程度の協力を行った」という場合である。前述のように、現在では全被告人中およそ 3 分の 2 の者が何らかの捜査・訴追協力を行っているともいわれるが、しかし、「相当程度の協力」によって刑の軽減を受けているのは、そのうちの一部の者に限られている⁽³⁵⁾。それでは、単なる「協力」とは区別される、この「相当程度の協力」とは、何か。

この「相当程度の協力」という概念は、1984 年の量刑改革法及び 1986 年の「麻薬犯罪の刑罰及び執行に関する法律」において採用されたわけである⁽³⁶⁾が、その際、連邦議会によってどのような「協力」が念頭におかれていたのかは、明らかではないといわれている⁽³⁷⁾。また、連邦量刑ガイドライン 5K1.1 条においても、この「相当程度の協力」の定義は、特に示されていない⁽³⁸⁾。

もっとも、実は、この 5K1.1 条は、1987 年に成立した後、1989 年に連邦量刑委員会によって一度改定を受けている⁽³⁹⁾。これにより、当初、同条の規定は、被告人が「相当程度の協力の提供に向けられた真摯な努力を行った (has made a good faith effort to provide substantial assistance) 旨の訴追側の申立てに基づき」とされていたのが、「相当程度の協力を行った (has

provided substantial assistance) 旨の訴追側の申立てに基づき」という現在の文言に改められたのである。そして、連邦量刑委員会は、同条をこのように改定する理由として、次のように述べていたのであった。⁽⁴⁰⁾

「本改定の目的は、本条による離脱は相当程度の協力を〔現に〕行ったこと (provision of substantial assistance) に基づいてなされるものであるという委員会の理解 (intent) を明確にすることにある。……〔すなわち、改定前の規定では、被告人の〕そのような協力を行うことへの積極的姿勢 (willingness to provide such assistance) で足りると解釈する余地がある〔からである〕。」

さて、それでは、連邦地方裁判所の量刑実務において、5K1.1条による下方向離脱はどのような場合になされているのであろうか。

この点については、「相当程度の協力」に基づく刑の軽減に際し、検察官の申立てが手続上必要条件とされていることに注意しておかなければならない。すなわち、裁判官が被告人の「相当程度の協力」が存在するという心証を得たとしても、検察官の申立てがなければ、5K1.1条に基づく軽減を行うことはできないのである。また、検察官が申立てを行った場合、⁽⁴¹⁾離脱するか否かの決定権は裁判官の手に委ねられるわけであるが、實際上、裁判官は申立てがなされたならば殆どの場合下方向離脱を認めている、⁽⁴²⁾といわれる。そこで、どのような場合に「相当程度の協力」に基づいて刑の軽減がなされているか、という観点から第1次的に重要となるのは、どのような場合に「相当程度の協力を行った」旨の申立てを検察官が行っているか、である。

しかし、この検察官による「相当程度の協力」の申立てについては、連邦量刑ガイドライン成立当初から、その運用が極めて不統一となっている、という指摘がなされてきた。すなわち、どのような場合に申立てが行われるかという点で、全国に94ある連邦検察庁 (U.S. Attorney's Office)

毎に著しく異なった運用がなされており、更には、各連邦検察庁内においても、必ずしもその統一が確保されているわけではない、とされた⁽⁴³⁾⁽⁴⁴⁾のである。前述のように検察官の申立て要件の問題が激しく争われた⁽⁴⁵⁾のも、1つには、このような運用の不統一が存在したためだといえる。

また、この問題と関連して、5K1.1 条の運用には次のような側面が存在するという指摘もなされている。すなわち、5K1.1 条が、量刑の「具体的妥当性」を確保するための道具として利用されることがある、と。

現行制度の下では従前と比べ「重刑化」がなされ、これに対しては特に第 1 審の量刑裁判官の間に強い不満が存在するとされる。また、「相当程度⁽⁴⁶⁾の協力」による下方向離脱に際して検察官の申立てが要件とされた背景にもこのような事情がある、という主張もなされている⁽⁴⁷⁾。

そして、現行連邦量刑法の運用に関する実証的研究によると、検察官もまた被告人に同情的である場合、つまり、連邦量刑ガイドラインや必要的最低刑規定の下では当該被告人に科される刑があまりに「重過ぎる」と感じられる場合——「相当程度の協力」と呼べるようなものが現実には存在しないのにもかかわらず——5K1.1 条によって刑の軽減を行うという運用が行われている、というのである⁽⁴⁸⁾。

以上に対し、連邦検察庁を監督する立場にある連邦司法省は、連邦量刑ガイドライン成立以来、何度かその運用に関する指針を発しているが、「相当程度の協力」の申立ての統一的な運用との関係では、特に 1992 年に司法副長官代理 (Acting Deputy Attorney General) 名で出された通達——「ターウィリガー・ブルーシート」と呼ばれる——に、その具体的な指示がみられる⁽⁴⁹⁾。しかし、これは、個々の検察官が、「相当程度の協力」の申立てを行うに際し、所属する連邦検察庁の長 (U.S. Attorney) など一定の上級者の承認を得ること——或いは、それらの者を含む特別な委員会を各連邦検察庁内に設置し、その承認を受けること——を求めるものであった。つまり、それは、各連邦検察庁内において「相当程度の協力」の申立ての運用を統一することについてはともかく、その全国的な統一に資する

⁽⁵⁰⁾
ものではなかったのである。

（２） 捜査・訴追協力の種類

このような状況の中、連邦量刑委員会は「相当程度の協力」による離脱に関するワーキング・グループを設置し、1993年から1997年にかけてその運用状況の調査を行っている。⁽⁵¹⁾ また、1998年には、この調査結果に基づく連邦量刑委員会のスタッフによる報告書が公表された。⁽⁵²⁾ そして、この報告書においても、「相当程度の協力」の申立ての運用について、やはり前述したような不統一が存在することが確認されている。すなわち、例えば、各連邦検察庁内における運用の統一の問題に関しては、上述の調査の対象となった連邦検察庁のうち、大部分の連邦検察庁がどのような場合に「相当程度の協力」の申立てを行うかについてそれぞれ内部基準を定め、また、すべての連邦検察庁が——前出の「タウィリガー・ブルーシート」によって要求された——各連邦検察庁の長などの一定の上級者、或いは特別委員会による申立ての承認手続を実施しているが、⁽⁵³⁾しかし、現実には、申立ての運用はしばしばこの内部基準から逸脱したものとなっている、⁽⁵⁴⁾とされたのであった。

さて、そこで、被告人によって提供される捜査・訴追協力の種類という意味での「『相当程度の協力』の意義」であるが、この点に関し、検察官の申立ての運用は、以上に述べてきた通り、不統一だといわれている。また、一口に捜査・訴追協力といっても、多種多様なものがあり得る。⁽⁵⁵⁾そこで、上述の連邦量刑委員会のスタッフによる「相当程度の協力」の運用についての報告書には、薬物取引に関する共同謀議（drug trafficking conspiracy）事件において「相当程度の協力」が存在するとされることがある——すなわち、検察官の申立てがなされることがある——場合の協力の種類が挙げられているので、ここでは、それに基づき、どのような訴追協力がなされているのか、ごく簡単に紹介しておくにとどめよう。⁽⁵⁶⁾

被告人によって行われる——「相当程度の協力」と認定されることがあ

る——訴追協力の種類として挙げられているのは、次のようなものである。⁽⁵⁷⁾ すなわち、① いわゆる「アンダーカバー・オペレーション (undercover operation)」に参加する⁽⁵⁸⁾、② 公判又は大陪審において証人として証言する、或いは証言を行なうことに同意する⁽⁵⁹⁾、③ 書類などの有形の証拠 (tangible evidence) を捜査・訴追機関に引き渡す、④ 口頭による情報⁽⁶⁰⁾ 提供。

(3) 捜査・訴追協力の対象となる犯罪

それでは、この「相当程度の協力」の意義として、次に、被告人の捜査・訴追協力の対象である「他の犯罪者」の犯罪の性格についてみておくことにしよう。

既に指摘したように、連邦量刑ガイドライン 5K1.1 条等の「相当程度の協力」関連規定においては、文言上、刑の軽減の対象となる被告人が有罪宣告を受けた犯罪について、特に限定はなされていない。そして、この点は、被告人の捜査・訴追協力の対象である「他の犯罪者」の犯罪の種類⁽⁶¹⁾ についても同様である。

では、この「他の犯罪者」の犯罪と、被告人が有罪宣告を受けた犯罪とは、どのような関係にあるべきものなのか。そもそも、両者に何らかの繋がりが必要だとされているのであろうか。

しかし、アメリカにおいては、この点について殆ど議論がなされてはおらず、どのように解されているのかは、いま 1 つ明確ではない。⁽⁶²⁾ 連邦控訴裁レベルの裁判例をみると、両者の繋がりは一般に不用と解されていると述べるものもあるが、⁽⁶³⁾ 一定の関係が存在することが要求されると示唆するものもある。⁽⁶⁴⁾ もっとも、そこでいう一定の関係というものがどのようなものを指すのかは、必ずしも明らかではない。⁽⁶⁵⁾

(4) 捜査・訴追協力の時期

それでは、被告人による「相当程度の協力」は、どの段階で行われるべ

きものとされているのであろうか。次に、この「相当程度の協力」の時期的な限界について触れておこう。

連邦量刑ガイドライン 5K1.1条の下では、被告人がその量刑審理までに行った「相当程度の協力」が刑の軽減に当たって考慮され得る。もっとも、量刑手続が終了し、被告人が刑の宣告を受けた後も、既に紹介したように、連邦刑事訴訟規則 35条(b)項により、事後的な刑の軽減の可能性が存在する。すなわち、同項によって、刑の宣告後1年は、その間に行った「相当程度の協力」に基づき——検察官のその旨の申立てを要件として——刑の変更を受けることが可能とされており、また、その場合、「相当程度の協力」の認定に当たって当初の刑の宣告前に行われた捜査・訴追協力を考慮することも許されているのである。更に、この1年という期間が経過した後の訴追協力についても、それが一定の条件を充たすものであるならば、被告人には例外的に軽減を受ける可能性があることになっている。⁽⁶⁶⁾

[補注]

2003年4月10日、「今日における児童の性的搾取を撲滅するための刑事訴追その他の手段に関する法律」がアメリカ連邦議会によって制定され、同月30日から施行された。Prosecutorial Remedies and Other Tools to end the Exploitation of Children Today Act of 2003 (PROTECT Act), Pub. L. No. 108-21, 117 Stat. 650 (2003). 同法により、本稿で連邦量刑法について既に述べた部分に関して、いくつかの改正がなされている。その内容については、次回以降、補足することにした。

(1) 本号における連邦量刑ガイドラインの引用は、2002年11月1日発効の『2002年版連邦量刑ガイドライン・マニュアル (U.S. SENTENCING COMM'n, 2002 FEDERAL SENTENCING GUIDELINE MANUAL, <<http://www.uscc.gov/2002guid/TABCON02.htm>> (visited May 1, 2003) [hereinafter GUIDELINES MANUAL])』に拠る。また、連邦量刑ガイドラインの注釈書として、THOMAS W. HUTCHISON ET AL., FEDERAL SENTENCING LAW & PRACTICE (2003 ed.) を参照した（なお、第1章注(26)・早稲田法学78巻2号131頁参照）。

- (2) 「相当程度の協力」に基づき刑を軽減することを認めた現行の規定としては、連邦量刑ガイドライン5K1.1条の他に、合衆国法典18編3553条(e)項、及び連邦刑事訴訟規則35条(b)項がある(本章第1節・早稲田法学78巻2号135-41頁参照)。このうち合衆国法典18編3553条(e)項の法定刑の下限を下回る刑の言渡しについては、連邦最高裁判例上、その際手続上要求される検察官の申立てはガイドライン・レンジからの離脱の際に要求される申立てとはまた別個のものとし(本章第2節・早稲田法学78巻2号143-44頁参照)、これにより、連邦量刑ガイドライン5K1.1条はあくまでガイドライン・レンジを下回ることについて述べるに過ぎないものと解されることになった。したがって、「連邦量刑ガイドライン5K1.1条に基づきガイドライン・レンジを離脱し、法定刑の下限を下回る刑を言い渡す」といったいい方は、厳密には正確ではないが、叙述が煩雑になるのを避けるため、本稿ではしばしばこのような表現を用いている。
- (3) 「犯罪活動の捜査において被告人が当局に協力したということは、実務においても、また、法律上も、刑を軽減する事由として認められてきた」(本章第1節・早稲田法学78巻2号138頁参照)。なお、ここでいう「法律」とは、法定刑の下限を下回る刑の言渡しに関する合衆国法典18編3553条(e)項などの「相当程度の協力」関連の法律の規定を指すものと思われる(本章第1節・早稲田法学78巻2号135-37、140頁参照)。
- (4) 以下に述べるイギリス及びアメリカにおける訴追協力に対する「寛大処分」付与の歴史については、特に、宇川春彦「司法取引を考える(11)」判例時報1601号34頁〔34-37頁〕(1997年)に詳しい。その他の文献としては、例えば、以下のものを参照。Case Note, *Accomplice Testimony under Conditional Promise of Immunity*, 52 COLUM. L. REV. 138, 139-40 (1952) [hereinafter Case Note, *Accomplice Testimony*]; Albert W. Alschuler, *Plea Bargaining and its History*, 79 COLUM. L. REV. 1, 14-15 (1979); Yvette A. Beeman, Note, *Accomplice Testimony under Contingent Plea Agreements*, 72 CORNELL L. REV. 800, 800-01 (1987); Graham Hughes, *Agreements for Cooperation in Criminal Cases*, 45 VAND. L. REV. 1, 7-8 (1992).
- (5) この「アブルーヴメント」は、わが国では「共犯者私訴」「共犯者告発」と訳されている。なお、この制度に関する邦語文献としては、宇川・前掲注(4)34頁のほか、例えば、小山貞夫「中世イングランドのコロナー」同『中世イギリスの地方行政(増補版)』141頁(175-76頁)(1994年)[初出・法学30巻1号(1966年)]、小早川義則『共犯者の自白』45-46頁(1990年)、加藤哲実「共犯者の告発と決闘による証明——英米法における『共犯者の自白』の発生論として」法律論叢64巻2号35頁(1991年)がある。
- (6) 以上の叙述は、2 MATTHEW HALE, *THE HISTORY OF THE PLEAS OF THE CROWN* 226-35 (reprint, Professional Books, 1971 [1736]); 4 WILLIAM BLACKSTONE, *COMMENTARIES ON THE LAWS OF ENGLAND* 324-25 (reprint, University of Chicago

Press, 1979 [1769]) に拠る。

- (7) 2 HALE, *supra* note 6, at 226; 4 BLACKSTONE, *supra* note 6, at 325.
- (8) この「国王の証拠」は、“crown witness” などと呼ばれることもある。なお、これに言及する邦語文献としては、宇川・前掲注(4)35頁のほか、例えば、小早川・前掲注(5)46-47頁、小山貞夫「絶対王政期イングランドにおける答弁取引—アサイズ裁判における刑事司法の一面」同『絶対王政期イングランド法制史抄説』269頁〔289-90頁注(11)〕(1992年)、栗原真人「1730年代のオールド・ベイリ(3)」香川法学19巻2号1頁〔43-44頁〕(1999年)、同「1730年代のオールド・ベイリ(5)」香川法学22巻3・4号23頁〔61-62頁〕(2003年)がある。
- (9) 18世紀までのイギリスにおける訴追制度の歴史については、例えば、鯉越溢弘「私人訴追主義と国家訴追主義」法政研究48巻1号33頁〔42-70頁〕(1981年)参照。
- (10) 18世紀イギリスの公判前手続及びそこにおける治安判事の役割については、特に、栗原・前掲注(8)「1730年代のオールド・ベイリ(3)」に詳しい。
- (11) See 2 LEON RADZINOWICZ, A HISTORY OF ENGLISH CRIMINAL LAW AND ITS ADMINISTRATION FROM 1750, at 48 (1956).
- (12) その運用の具体的な描写として、John H. Langbein, *Shaping the Eighteenth-Century Criminal Trial: A View from the Ryder Sources*, 50 U. CHI. L. REV. 1, 84-105 (1983) 参照。

なお、“pleas of the crown (刑事訴訟)” 或いは“Rex v. Rudd (国王対ラッド事件)” (後出注(15)) といったいい方にも現れているように、イギリスのコモン・ローにおいては犯罪とは国王に対する侵害と観念され、刑事訴追は国王の名においてなされた(小山雅亀『イギリスの訴追制度—検察庁の創設と私人訴追主義』5頁(1995年))。つまり、“king’s evidence” “crown witness” とは、語義としては「国王側(=訴追側)証人」のことであり、共犯者に対する公判において証言を行なう者を特にこのように呼ぶのは、本来は訴追の対象であったはずの犯罪者が——共犯者を裏切って——訴追側の証人に転身した(“turning the king’s evidence”) ということを表すものではないかと思われる。

- (13) 4 BLACKSTONE, *supra* note 6, at 325.
- (14) Langbein, *supra* note 12, at 94. また、栗原・前掲注(8)「1730年代のオールド・ベイリ(3)」46頁注(14)も参照。
- (15) Rex v. Rudd, 98 Eng. Rep. 1114 (K.B. 1775).
- (16) *Id.* at 1116. これはつまり、権利としての恩赦(必要的恩赦)ではなく、裁量的な恩赦が与えられる、ということの意味する(宇川・前掲注(4)35頁参照)。

なお、この「国王の証拠」の慣行の核心は、先にも述べた通り、犯罪者による証言と治安判事による事実上の不訴追処分との交換にある。つまり、「恩赦の推薦を受けるエクイティ上の権原」が表に出てくるのは、不訴追処分の約束が守られなかったという例外的な場合に限定されている。したがって、「国王の証拠」の説明として、しばしば、それは訴追協力を行う代わりに恩赦の推薦を受けるエクイティ上の権原

を与えるものである、などといわれることがあるが (e.g., Case Note, *Accomplice Testimony*, *supra* note 4, at 139; Alschuler, *supra* note 4, at 14-15; Beeman, *supra* note 4, at 801; Hughes, *supra* note 4, at 7-8)、これは、ややミスリーディングである (Langbein, *supra* note 12, at 93-96. また、宇川・前掲注(4)35頁も参照)。

ただ、このように、真実の証言を行なったならば「恩赦の推薦を受けるエクイティ上の権原」が与えられる、とされたことにより、従来は事実上のものに過ぎなかった「国王の証拠」の運用に、いわば制度的な担保がなされたことになる。See Langbein, *supra* note 12, at 96.

- (17) なお、以上に対し、同時期の大陸法の状況については、例えば、18世紀イタリアの啓蒙思想家ベッカリーア (Cesare Beccaria) が、次のように述べている。「いくつかの裁判所は大罪の被告で共犯者を告げた者には刑罰免除の恩典を与えている」(ベッカリーア (風早八十二=五十嵐二葉訳)『犯罪と刑罰』81頁 (岩波文庫、1959年))。

ちなみに、現代のドイツにおいて用いられている「王冠証人 (Kronzeuge)」(本稿「はじめに」注(9)・早稲田法学78巻2号117頁参照)の話は、イギリスにおけるこの“king’s evidence” “crown witness”の訳語であるという。Thomas Weigend, *Anmerkungen zur Diskussion um den Kronzeuge aus der Sicht des amerikanischen Rechts*, in Festschrift für Hans-Heinrich Jescheck zum 70. Geburtstag (1985), S.1333, 1334.

- (18) See *The Whisky Cases* (United States v. Ford), 99 U.S. 594, 599 (1878).
- (19) See *Crawford v. United States*, 212 U.S. 183, 203 (1909).
- (20) アメリカにおける検察官制度の成立について、例えば、指宿信「合衆国検察官制度成立史序説——公衆訴追主義の成立とその意義」北大法学論集39巻4号895頁 (1989年) 参照。
- (21) See *The Whisky Cases* (United States v. Ford), 99 U.S. 594 (1878).
- (22) 訴追協力を行った者に対し刑の軽減が行われたことを窺わせるものとして、例えば、*State v. Riney*, 38 S.W. 718, 718-19 (Mo. 1897) 参照。See also Case Note, *Accomplice Testimony*, *supra* note 4, at 139-40; Beeman, *supra* note 4, at 800-01.
- (23) See Florian JEBBERGER, *KOOPERATION UND STRAFZUMESSUNG: DER KRONZEUGE IM DEUTSCHEN UND AMERIKANISCHEN STRAFRECHT* (1999), S.211.
- (24) 第1章第1節1・早稲田法学78巻2号118-19頁参照。
- (25) 連邦量刑ガイドライン導入前の時期における、訴追協力に基づく刑の軽減に関わる事案の例として、*United States v. Williams*, 627 F.2d 154 (8th Cir. 1980) を挙げておこう。これは、1984年改正前の旧連邦刑事訴訟規則35条(b)項による事後的な刑の軽減 (本章第1節・早稲田法学78巻2号140頁参照) が問題となった事件である。
- (26) このように明言するものとして、例えば、Frank O. Bowman, III, *Departing Is Such Sweet Sorrow: A Year of Judicial Revolt on “Substantial Assistance”*

Departures Follows a Decade of Prosecutorial Indiscipline, 29 STETSON L. REV. 7, 43 (1999) 参照。See also JEBBERGER, *supra* note 23, S.262. この点はまた、連邦量刑ガイドライン5K1.1条については、特にその1989年改定の趣旨によく現れているように思われる（後出本章第4節1(1)参照）。

なお、アメリカにおいては、刑罰の目的——或いは、その正当化根拠——として、伝統的に、①応報 (just desert)、②抑止 (deterrence)、③無害化 (incapacitation)、及び④改善 (rehabilitation) が挙げられ、1984年の量刑改革法にもこれら4つの目的が掲げられているが (18 U.S.C.A. §3553(a) (West 2000))、訴追協力による刑の軽減とこれらの刑罰目的との関係についても一応、議論がある。例えば、Daniel C. Richman, *Cooperating Defendants: The Costs and Benefits of Purchasing Information from Scoundrels*, 8 FED. SENTENCING REP. 292 (1996) 参照。また、ドイツとの比較という視角からこの点に関するアメリカの議論状況を概観するものとして、JEBBERGER, *supra* note 23, S.262-68がある。

(27) もっとも、これに対し、「責任の認容」に関する3E1.1条（第1章第2節1・早稲田法学78巻2号123頁）については、刑の軽減の実質的根拠の点で、実は微妙なところがある。既に述べた通り、同条の「立法」趣旨は有罪答弁へのインセンティブを提供することであり、その意味で本来的にはやはり「『協力』の確保」といった政策目的の追求に由来するものと考えられるのであるが、しかし、実際に出来上がった3E1.1条についてはこの点やや曖昧なところがあるとされ（その背景については、例えば、Michael M. O'Hear, *Remorse, Cooperation, and "Acceptance of Responsibility": The Structure, Implementation, and Reform of Section 3E1.1 of the Federal Sentencing Guidelines*, 91 N.W. U. L. REV. 1507, 1512-15 (1997))、また、連邦控訴裁レベルの裁判例においては、同条に基づく刑の軽減は基本的に被告人の「悔悟」に基づくものと解されている、といわれているのである (*id.* at 1524-26. もっとも、それにもかかわらず、連邦地方裁判所における運用上は、被告人の有罪答弁があれば自動的に同条が適用される、というのが、むしろ一般的であるという。See *id.* at 1534-42)。

なお、自らに対する捜査・訴追における被告人の協力に関連する連邦量刑ガイドラインの規定としては、以上の3E1.1条の他にも、「任意の犯罪の開示 (voluntary disclosure of offense)」についての5K2.16条がある。これは「特殊事情」に基づく離脱——そのいわば総則的規定が5K2.0条である（第1章第2節2・早稲田法学78巻2号124-25頁参照）——が許容され得る場合の一例を示した規定であり、わが国でいう自首に類似した事情について述べるものであるが、やはり刑の軽減の根拠についてやや微妙なところがある。すなわち、同条は、「被告人が犯罪の発覚前に任意にその犯罪の存在を当局に開示し、その犯罪について責任を認容し、かつ、被告人の開示がなかったならばその犯罪が発覚する可能性が低かった (unlikely) という場合、その犯罪についてのガイドライン・レンジを下回る刑の言渡し (departure below the applicable guideline range for that offense) が正当化され得る」

と述べつつ、それに続けて、「例えば」として、裁判官は「被告人が悔悟に基づき (motivated by remorse) そのままでは発覚しなかったであろう犯罪〔の存在〕を開示したという場合」本条による下方向離脱を検討し得る、とし、更に「〔犯罪の存在を開示するに至った〕動機が、犯罪が発覚する可能性がある (likely or imminent) と被告人が認識したことによるものである場合…本条は適用されない」と述べているのである (GUIDELINES MANUAL, *supra* note 1, §5K2.16. なお、同条の解釈については、HUTCHISON ET AL., *supra* note 1, §5K2.16, at 1631参照)。

(28) HUTCHISON ET AL., *supra* note 1, §5K1.1, at 1610.

なお、ガイドライン・レンジ内において宣告刑を選択するに際し考慮され得る事情については、連邦量刑ガイドライン1B1.4条に定めがある。See GUIDELINES MANUAL, *supra* note 1, §1B1.4.

(29) 第1章第2節1・早稲田法学78巻2号123頁参照。

(30) 第1章第3節・早稲田法学78巻2号126-27頁参照。

(31) この点、現在では、薬物犯罪に関しては、被告人は、訴追協力を行ったならば、「相当程度の協力」による軽減を受けない場合でも、連邦量刑ガイドライン5C1.2条——いわゆる「安全弁」規定——によって、法定刑の下限を下回る刑の言渡しを受ける可能性があることになる (後出本章第5節参照)。

(32) この点を指摘するものとして、例えば、Cynthia K.Y. Lee, *From Gatekeeper to Concierge: Reigning in the Federal Prosecutor's Expanding Power over Substantial Assistance Departures*, 50 RUTGERS L. REV. 199, 207 (1997); Ian Weinstein, *Regulating the Market for Snitches*, 47 BUFF. L. REV. 563, 563-64 (1999) 参照。

なお、連邦量刑委員会の議会報告書によれば、訴追協力へのインセンティブを増大させることは、必要的最低刑規定制度の正当化根拠 (rationale) の1つと捉えられている、という。See U.S. SENTENCING COMM'N, SPECIAL REPORT TO THE CONGRESS: MANDATORY MINIMUM PENALTIES IN FEDERAL CRIMINAL JUSTICE SYSTEM 13 (1991), <http://www.ussc.gov/r_congress/MANMIN.PDF> (visited May 1, 2003).

(33) See MAXFIELD & KRAMER, *infra* note 52, at 9. また、この点について、Schweickert, *infra* note 55, at 1449は、或る検察官が「連邦量刑ガイドライン及び必要的最低刑規定制度の導入によって正式起訴を受けた被告人による訴追協力は以前の10倍に増加した」と述べた、という話を紹介している。

(34) 本章第1節・早稲田法学78巻2号140頁参照。

(35) 2001会計年度において連邦量刑ガイドライン5K1.1条により刑の軽減を受けた被告人の割合は、17.1%である。U.S. SENTENCING COMM'N, 2001 SOURCEBOOK OF FEDERAL SENTENCING STATISTICS 20 fig.G, <<http://www.ussc.gov/ANNRPT/2001/SBTOC01.htm>> (visited May 1, 2003) [hereinafter 2001 SOURCEBOOK].

(36) 本章第1節・早稲田法学78巻1号135-37、140-41頁参照。

- (37) See U.S. DEPT. OF JUSTICE, PROSECUTORS HANDBOOK ON SENTENCING GUIDELINES AND OTHER PROVISIONS OF THE SENTENCING REFORM ACT OF 1984, at 51 (1987), *reprinted in* THOMAS W. HUTCHISON & DAVID YELLEN, FEDERAL SENTENCING LAW & PRACTICE app. 11, at 480 (1989 ed.).
- (38) もっとも、同条には、刑の軽減の程度を決するに当たって考慮されるべき事情が例示されている（本章第１節・早稲田法学78巻2号137頁参照）。
- (39) See GUIDELINES MANUAL, *supra* note 1, §5K1.1, hist. note.
- (40) *Id.* app.C, amend.290.
- (41) 本章第１節・早稲田法学78巻2号139頁参照。
- (42) MAXFIELD & KRAMER, *infra* note 52, at 5 n.11.
- (43) See, e.g., Cynthia Kwei Yung Lee, *Prosecutorial Discretion, Substantial Assistance, and the Federal Sentencing Guidelines*, 42 UCLA L. REV. 105, 122-28 (1994).
- (44) なお、全国12の連邦控訴裁管轄区毎、及び94の連邦地方裁判所毎にみた5K1.1条の適用状況（2001会計年度）については、2001 SOURCEBOOK, *supra* note 35, at 53-55 tbl.26を参照。
- (45) 本章第２節・早稲田法学78巻2号141-45頁参照。
- (46) 第１章第３節・早稲田法学78巻2号127頁参照。
- (47) 本章第２節・早稲田法学78巻2号144-45頁参照。
- (48) See Stephen J. Schulhofer & Ilene H. Nagel, *Negotiated Pleas under the Federal Sentencing Guidelines: The First Fifteen Months*, 27 AM. CRIM. L. REV. 231, 270-71 (1989); Ilene H. Nagel & Stephen J. Schulhofer, *Tale of Three Cities: An Empirical Study of Charging and Bargaining Practices under the Federal Sentencing Guidelines*, 66 S. CAL. L. REV. 501, 531 (1992) [同論文の紹介として、岡上雅美・アメリカ法1994年2号347頁〔349-50頁〕(1995年)参照]; Stephen J. Schulhofer & Ilene H. Nagel, *Plea Negotiations under the Federal Sentencing Guidelines: Guideline Circumvention and its Dynamics in the Post-Mistretta Period*, 91 NW. U. L. REV. 1284, 1293 (1997). See also MAXFIELD & KRAMER, *infra* note 52, at 8, 26 ex.4.
- このような運用がなされる要因としては、1つには、連邦量刑ガイドラインの成立後、当初、「特殊事情」による離脱が制限されていたことが挙げられよう（もっとも、この点は、1996年にクーン事件判決が出されたことにより、やや状況が変化していると考えられる。第１章第３節・早稲田法学78巻2号127-28頁参照）。また、5K1.1条の適用は、必要的最低刑規定によって設定される法定刑の下限を下回ることも可能にするという点も、忘れてはならないであろう。
- (49) Memorandum from Acting Deputy Attorney General George J. Terwilliger, III to Holders of United States Attorneys' Manual Title 9 entitled Terwilliger Bluesheet (February 7, 1992), *reprinted in* 6 FED. SENTENCING REP. 350 (1994).

- (50) Lee, *supra* note 43, at 129-30. もっとも、この1992年の通達においても、「相当程度の協力」の申立てを行った場合、事実関係及び申立てを行った理由について記録を残すことが、各連邦検察庁に義務付けられている。
- (51) この調査の結果については同ワーキング・グループによる報告書が作成されているが、公表されていない。もっとも、その主要部分の抜粋として、*Federal Court Practices: Sentence Reductions Based on Defendants' Substantial Assistance to the Government*, 11 FED. SENTENCING REP. 18 (1998).
- (52) LINDA DRAZGA MAXFIELD & JOHN H. KRAMER, SUBSTANTIAL ASSISTANCE: AN EMPIRICAL YARDSTICK GAUGING EQUITY IN CURRENT FEDERAL POLICY AND PRACTICE (1998), <<http://www.ussc.gov/publicat/5kreport.pdf>> (visited May 1, 2003) .
- (53) *Id.* at 7, 24 ex.2.
- (54) *Id.* at 7-8, 25 ex.3. また、連邦検察庁間の申立て運用の統一性の問題につき、*id.* at 8-9, 26 ex.4参照。
- (55) この点につき、宇川春彦「司法取引を考える (12)」判例時報1602号30頁〔30-31頁〕(1997年) 参照。
なお、やや特殊なものとしては、「他者を介した訴追協力」——すなわち、被告人の依頼に基づき、第三者である A が、被告人の共犯者 B に対する捜査・訴追において協力した、といった場合——を、「相当程度の協力」による刑の軽減との関係でどのように扱うか、という問題が議論されている。これについては、G. Adam Schweickert, III, Comment, *Third-Party Cooperation: A Welcome Addition to Substantial Assistance Departure Jurisprudence*, 30 CONN. L. REV. 1445 (1998) 参照。
- (56) なお、検察官の申立て要件に関する連邦最高裁のウェイド判決は、検察官は「被告人が相当程度の協力を行った場合、申立てを行う、義務ではなく、権限をもつ」と述べている(本章第2節・早稲田法学78巻2号143頁参照)。この枠組に拠るならば、検察官はどのような場合に「相当程度の協力」の申立てを行うか、という問題には、①検察官はどのような場合に「相当程度の協力」が存在すると考えるか——すなわち、検察官が定義するところの「相当程度の協力」とはどのようなものか——という問題と、②「相当程度の協力」があると考えられるにもかかわらず、申立てを行わないという判断を行った場合、検察官は訴追協力以外の事情としてどのようなものを考慮しているか、という問題の2つが含まれることになると思われるが、この報告書では、②については触れられていない(もっとも、同報告書には、人種等の本来考慮されてはならない被告人の特性が検察官の申立てに影響を及ぼしている可能性について言及がある。See MAXFIELD & KRAMER, *supra* note 52, at 13-14, 31 ex.9)。
- (57) See MAXFIELD & KRAMER, *supra* note 52, at 8-9, 27 ex.5.
- (58) 「隠しマイクを身に付けて行動する (wearing a wire)」、「捜査官の顔をつなぐ (introducing a government agent)」などが、これに含まれるとされる。*Id.* at 27

ex.5 n.3. このうち後者については、宇川・前掲注(55)32-33頁注(2)参照。

なお、アメリカにおけるこの「アンダーカバー・オペレーション」と呼ばれる捜査手法については、邦語文献として、例えば、原田明夫「アメリカにおける捜査手段の新展開——隠密捜査の背景と考え方」判例タイムズ591号21頁（1986年）、渋谷慎吾「アンダーカバーオペレーション警見」国際商事法務18巻5号497頁（1990年）、辻義之「身分泌匿捜査（アンダーカバー・オペレーション）の普及とコントロールについて——主としてゲリー・T・マルクス教授の研究に依拠して」警察学論集55巻12号37頁（2002年）参照。

- (59) 現に「証言を行う」こととは別個に、単に「証言を行うことに同意する」というのが挙げられているのは、訴追協力の対象である「他の犯罪者」が有罪答弁を行ったため、結局証言する必要がなくなった、という場合があるからであろう。
- (60) なお、この報告書では、被告人の訴追協力の具体的な成果——例えば、訴追を受けていた共犯者等が有罪答弁を行った、新たな刑事訴追が可能となった、など——と「相当程度の協力」の申立ての運用との関係についても分析がなされている。
See MAXFIELD & KRAMER, *supra* note 52, at 11-12, 29 ex.7.
- (61) この点は、いわゆる「安全弁」規定（後出本章第5節）と異なるところである。
- (62) この問題についてコメントする文献として、Hon. Bruce M. Selya & John C. Massaro, *The Illustrative Role of Substantial Assistance Departures in Combating Ultra-Uniformity*, 35 B.C. L. REV. 799, 821-22 (1994). See also JEBBERGER, *supra* note 23, S.234.
- (63) See *United States v. Anderson*, 929 F.2d 96 (2d Cir. 1991).
- (64) See *United States v. Burgos*, 276 F.3d 1284, 1290 n.7 (11th Cir. 2001).
- (65) なお、以上の点との関係で、「相当程度の協力」による刑の軽減規定は——「特殊事情」によるそれと異なり——最大限に活用することが連邦議会及び連邦量刑委員会 の意思である、といわれていることを指摘しておこう。See HUTCHISON ET AL., *supra* note 1, §10. 4 (b), at 1832. 訴追協力による刑の軽減の根拠が前述のように「訴追協力の確保」という政策目的の追求にあるとするならば（本章第3節1(2)参照）——この種の政策目的の追求からは、刑の軽減される場合についての制約は内在的には出てこないと考えられるから——理論的には「他の犯罪者の犯罪」と「被告人が有罪宣告を受けた犯罪」の繋がりはずしも要求されない、ということになるのかもしれない。
- (66) 本章第1節・早稲田法学78巻2号141頁参照。

なお、この連邦刑事訴訟規則35条(b)項は、2002年に改正を受けている。これによる実質的な変更点は、次の通りである。すなわち、同項は、刑の言渡しから1年という期間が過ぎた場合につき、被告人の訴追協力がその期間が経過するまで被告人には知られていなかった情報や証拠に関わるものであるならば「相当程度の協力」による刑の軽減の可能性がある旨を定めていたのであるが、それでは、①被告人が

刑の言渡し後 1 年の間に情報を提供していたが、この情報が捜査・訴追機関にとって有用なものとなったのはその 1 年という期間が経過した後のことであったという場合、或いは②被告人は 1 年という期間内に当該情報を得てはいたが、その期間が経過するまでこの情報の有用性を認識し得なかったという場合、同項に基づき刑の軽減がなされ得るのかは、明らかではなかった。そして、この 2002 年改正により、これら①②の場合についても刑の軽減をなし得ることが明文で規定されたのである。See Fed. R. Crim. P. 35 (b), 18 U.S.C.A. (West Supp.2003).

[付記] 本稿は、2002 年度早稲田大学特定課題研究助成費 (課題番号 2002A-017) による研究成果の一部である。

[平成 15 年 5 月脱稿・未完]

[訂正]

本誌 78 巻 2 号に以下の誤記・欠落がありましたので、訂正させていただきます。

116 頁注 (1) 7 行目: <英米の現状と問題点> → <英米の現状と問題>

120 頁 4 行目: <想定宣告制度> → <想定宣告刑制度>

120 頁 12 行目: <1987 年 5 月> → <1987 年 4 月>

129 頁注 (7) 4-5 行目: <See 18 U.S.C.A. §§3551-3586 (West 2000)> → <See 18 U.S.C.A. §§3551-3586, 3621-3625, 3742 (West 2000)>

133 頁注 (53) 1 行目: <いずれの理由についても> → <③の理由に関しては上方向離脱・下方向離脱いずれについても>

134 頁注 (67) 4 行目: <5 FED. SENTENCING REP. 6 (1990)> → <5 FED. SENTENCING REP. 6 (1992)>

145 頁注 (2) 1-2 行目: <Pub. L. No. 99-570, §1001, 100 Stat. 3207, 3207-2 (1986)> → <Pub. L. No. 99-570, 100 Stat. 3207, 3207-2 (1986)>

146 頁注 (21) 2 行目: <Note> → <Comment>